

雇用に関する助成金について知りたい

福岡労働局で取扱う各種助成金制度

雇用の安定、職場環境の改善、仕事と家庭の両立支援、従業員の能力向上、生産性向上に向けた取組などに助成金を活用できます。

内容

1 従業員の雇用維持を図る場合の助成金		お問い合わせ先
休業、教育訓練や出向を通じて従業員の雇用を維持する	雇用調整助成金	福岡助成金センター 第二庁舎 092-402-0537
令和6年能登半島地震に伴う経済上の理由により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた場合に労働者の雇用を在籍型出向により維持する	産業雇用安定助成金 (災害特例人材確保支援コース)	
2 離職者の円滑な労働移動を図る場合の助成金		お問い合わせ先
離職を余儀なくされる労働者に対し再就職支援（民間職業紹介事業者への支援の委託、休暇付与、職業訓練）を行う	早期再就職支援等助成金 (再就職支援コース)	福岡労働局職業安定部職業対策課 福岡助成金センター 092-411-4701
離職を余儀なくされた労働者を早期に雇い入れ、当該労働者の賃金を上昇させる	早期再就職支援等助成金 (早期雇い入れ支援コース)	
3 従業員を新たに雇い入れる場合の助成金		お問い合わせ先
高年齢者・障害者・母子家庭の母などの就職困難者を雇い入れる	特定求職者雇用開発助成金 (特定就職困難者コース)	福岡労働局職業安定部職業対策課 福岡助成金センター 092-411-4701
ハローワークまたは自治体において、3ヶ月を超えて支援を受けている生活保護受給者等を雇い入れる	特定求職者雇用開発助成金 (生活保護受給者等雇用開発コース)	
正規雇用の機会を逃した事等により十分なキャリア形成がなされず、正規雇用労働者としての就業が困難な方を正規雇用労働者として雇い入れる。	特定求職者雇用開発助成金 (中高年層安定雇用支援コース)	
障害者を試行的・段階的に雇い入れる	トライアル雇用助成金 (障害者トライアルコース) (障害者短時間トライアルコース)	
発達障害者や難治性疾患患者を雇い入れる	特定求職者雇用開発助成金 (発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース)	
雇用情勢が特に厳しい地域で、事業所を設置整備して従業員を雇い入れる	地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）	
職業経験・技能・知識の不足などにより安定した就職が困難な求職者を試行的に雇い入れる	トライアル雇用助成金 (一般トライアルコース)	
事業再構築補助金またはものづくり補助金の交付決定を受けた事業に対し、当該事業に必要なコア人材を雇い入れる。	産業雇用安定助成金 (産業連携人材確保等支援コース)	
4 従業員の処遇や職場環境の改善を図る場合の助成金		
雇用管理制度賃金規定制度（諸手当等制度、人事評価制度、職場活性化制度、健康づくり制度や業務負担軽減機器等（従業員の直接的な作業負担を軽減する機器・設備等））の新たな導入・実施を通じて、離職率の低下を図る ※令和7年4月1日から整備計画の受付再開	人材確保等支援助成金	福岡労働局職業安定部職業対策課 福岡助成金センター 092-411-4701 (テレワークコースは下記) 福岡労働局雇用環境・均等部企画課 092-411-4717

事業主団体等が中小企業の人材確保や労働者の職場定着を支援するための事業を実施する	人材確保等支援助成金	福岡労働局職業安定部職業対策課 福岡助成金センター 092-411-4701 (テレワークコースは下記) 福岡労働局雇用環境・均等部企画課 092-411-4717
外国人特有の事情に配慮した就労環境の整備を通じて、外国人労働者の職場定着を図る		
若年者及び女性労働者の入職や定着を図ることを目的とした事業を実施する		
良質なテレワークを制度として導入・実施することにより、労働者の人材確保や雇用管理改善を図る(テレワークコース)		
有期雇用労働者等の正社員・多様な正社員(勤務地限定・職務限定・短時間正社員)への転換、賃金テーブルの改善、新たに社会保険に適用させるとともに収入を増加させる取り組み(手当支給・賃上げ・労働時間延長)を行う	キャリアアップ助成金	
5 仕事と家庭の両立に取り組む場合の助成金		お問い合わせ先
男性従業員の育児休業取得を促進させる	両立支援等助成金 (出生時両立支援コース(子育てパパ支援助成金))	福岡労働局雇用環境・均等部企画課 092-411-4717
介護支援プランに基づき円滑な介護休業の取得・復帰や介護のための柔軟な就労形態の制度利用を支援	両立支援等助成金 (介護離職防止支援コース) ・介護休業取得・復帰 ・介護両立支援制度 ・業務代替支援	
育児復帰支援プランに基づき、育児休業の円滑な取得・職場復帰を支援	両立支援等助成金 (育児休業等支援コース) ①育休取得時・職場復帰時	
事業所内保育施設の設置、運営を行う *平成27年度末までに計画認定を受けた事業主が対象	両立支援等助成金 (事業所内保育施設コース)	
不妊治療、月経、更年期の課題に対応する両立支援制度を利用させる	両立支援等助成金 (不妊治療及び女性の健康課題対応両立支援コース)	
育児休業・育児短時間勤務中の業務代替者の手当支給や新規雇用を実施する	両立支援等助成金 (育休中等業務代替支援コース)	
育児期の柔軟な働き方に関する制度を導入し、支援プランにより制度利用者を支援する	両立支援等助成金 (柔軟な働き方選択制度等支援コース)	
6 従業員等の職業能力の向上を図る場合の助成金		
従業員のスキルアップを在籍型出向で行い、出向復帰後6か月間の各月の賃金を出向前賃金と比較していずれも5%以上上昇させる(出向元事業主に対して助成)	産業雇用安定助成金 (スキルアップ支援コース)	福岡労働局職業安定部職業対策課 福岡助成金センター 第二庁舎 092-402-0537
従業員に対して職業訓練を行う、教育訓練を受けるための教育訓練休暇を与える、労働時間の短縮等を行う	人材開発支援助成金 ・人材育成支援コース ・教育訓練休暇等付与コース ・人への投資促進コース (長期教育訓練休暇等制度)	福岡労働局職業安定部職業対策課 福岡助成金センター 092-411-4701
従業員に対してデジタル人材・高度人材の育成、労働者の自発的な能力開発の促進、定額制の訓練を行う	人材開発支援助成金 ・人への投資促進コース	
新規事業の立ち上げなどの事業展開や企業内のDX化に伴い、従業員に対して職業訓練を行う	人材開発支援助成金 ・事業展開等リスクリング支援コース	

建設労働者の人材育成を行う	人材開発支援助成金 ・建設労働者認定訓練コース ・建設労働者技能実習コース	福岡労働局職業安定部職業対策課 福岡助成金センター 092-411-4701
7 労働時間・賃金・健康確保・勤労者福祉関係の助成金		お問い合わせ先
建設業、運送業及び病院等の業種で時間外労働の上限規制に円滑に対応するための環境整備に取り組む	働き方改革推進支援助成金 (業種別課題対応コース)	福岡労働局雇用環境・均等部企画課 092-411-4717
労働時間の縮減や年次有給休暇の取得促進に向けた環境整備に取り組む	働き方改革推進支援助成金 (労働時間短縮・年休促進支援コース)	
勤務間インターバルの導入に取り組む	働き方改革推進支援助成金 (勤務間インターバル導入コース)	
事業主団体等が時間外労働の削減や賃金引上げに向けた取組を実施する	働き方改革推進支援助成金 (団体推進コース)	
生産性向上のための設備投資などを行い、事業場内最低賃金の労働者の賃金を30円以上引き上げる ※事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内	業務改善助成金	
職場での受動喫煙を防止するための対策を行う (健康増進法で定める既存特定飲食施設が対象です)	受動喫煙防止対策助成金	福岡労働局労働基準部健康課 092-411-4798
8 転職・再就職拡大を図る場合の助成金		お問い合わせ先
中途採用者の雇用管理制度を整備したうえで、中途採用率の拡大を図る	早期再就職支援等助成金 (中途採用拡大コース)	福岡労働局職業安定部職業対策課 福岡助成金センター 092-411-4701
東京圏からの移住者（地方創生移住支援事業を利用した者に限る）を雇い入れる	早期再就職支援等助成金 (UIJターンコース)	

お問い合わせ先

厚生労働省福岡労働局「福岡助成金センター」

TEL：092-411-4701

厚生労働省福岡労働局「福岡助成金センター」第二庁舎

TEL：092-402-0537

福岡労働局ホームページ

(<https://jsite.mhlw.go.jp/fukuoka-roudoukyoku/>) から、
「各種助成金制度のご案内」→「福岡労働局で取扱う助成金制度の一覧」



福岡労働局雇用環境・均等部企画課

TEL：092-411-4717